



増値税改革の適用地域拡大について(2012年8月1日以降)

背景

2012年7月25日、中国国務院は、現在上海市で実施されている増値税のパイロットプログラムの適用範囲を2012年8月1日以降、順次拡大することを公表した。

増値税パイロットプログラムの適用対象地域は、2012年8月1日から12月31日までの間に、北京市、天津市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、湖北省、広東省、廈門市、深圳市(以下、10地域という)に拡大される。各地域における正確な適用開始日はまだ明らかにされていないが、順次、各対象地域の課税当局によって公表されるものと考えられる。

新華社の報道によれば、この10地域におけるパイロットプログラムの対象業種は、交通運輸業及び現代サービス業の一部とされている。これらは2012年1月1日に開始した上海市のパイロットプログラムにおける対象業種と同様である。したがって上海市において施行されているルールと同様に、または類似したルールが適用されるものと考えられる。

また、国務院の決定では、この増値税のパイロットプログラムは、2013年中には、他地域、及び他業種に拡大されることが確認されている。

パイロットプログラムを2012年中に中国国内の各都市へ拡大するという国務院の決定は、上海市におけるパイロットプログラムの成功の証しであり、中国における間接税システムの重要な改革を実現しようとする決意を反映している。

国家統計局のデータによると、上海市に所在する企業のおよそ70%がパイロットプログラムによる恩恵を受け、税負担が軽減されている。仮に、この効果が中国全体に波及するれば、特にこの世界経済が不安定な状況において、この改革は、経済界に歓迎されるであろう。

端的にいうと、この増値税改革は、営業税を増値税に替えることを求めるものである。営業税(企業によって税負担される税目)を増値税(企業によって徴収・納税されるが、実際は最終消費者によって税負担される税目)へ代替することは、企業にとって歓迎される変更である。現在、世界 150 ヶ国以上で VAT(付加価値税)制度が導入されていることから、この増値税改革は、中国の間接税制度を世界標準へとより一層調和するものと考えられる。

上海市との違い

上海市におけるパイロットプログラムの運用について、KPMG は、いくつかのチャイナアラート(中国速報)を発行してきた。10 地域で適用されるルールは、実質的に上海市と類似したものとなる見込みであるため、ここでは詳細な分析について記載しないが、パイロットプログラムの運用に関するより詳細な情報については、2011 年 11 月発行のチャイナアラート第 40 回を参照されたい。このチャイナアラートでは、上海市におけるルールについて詳述している。また、サービス輸出に関する増値税の優遇措置の運用について検証した 2012 年 1 月発行のチャイナアラート第 1 回及び 2012 年 4 月発行のチャイナアラート第 6 回も同様に参照されたい。

上海市におけるパイロットプログラムのルールと今回発表された 10 地域におけるルールは、実質的に類似したものとされるものの、適用及び管理については、いくつかの相違点が生じるものと考えられるため、留意が必要である。例えば、

- 上海市では国家税務局と地方税務局は統一されており、増値税と営業税は単一の課税当局により徴収されていたが、10 地域では国家税務局と地方税務局は異なる。したがって、増値税パイロットプログラム施行後は、これまでは地方税務局へ営業税を納付していた納税者は、国家税務局にて増値税に関する税務関連事項の手続を行う必要があるため、国家税務当局の税務担当官が企業の業務の状況を理解を深めるのには一定の期間を要することが考えられる。
- 10 地域において、納税者がこれまで営業税に関する優遇措置や免税の取扱いを受けていた場合、パイロットプログラムでは、その優遇措置や免税の取扱いが増値税においても継続して提供される。しかしながら、上海市の場合と異なり、営業税と増値税で異なる課税当局が優遇措置及び免税の判断を行うため、上海市とは異なるアプローチが採用される可能性もある。
- サービス業の中でどのタイプの業種が主流であるかについて、10 地域の状況は必ずしも上海市とは一致しない。例えば北京市では、文化創意サービス及びハイテク企業が他の地域と比べて多く、さらに国有企業の多くも北京市に集中している。よって、課税当局がこれらの業種或いは企業に対してルールを適用する場合は、新たな問題が生じる可能性がある。
- 最後に、パイロットプログラムにおけるルールには、いくつか上海市にのみ適用可能なものが存在する。例えば洋山港に対するものや、中国東方航空などの上海市に本社を置く航空会社に対するものである。10 地域の企業について同様の取扱いを確保するには、各地域で同様の政策が必要である。

上海市での経験

今後、10 地域に増値税改革が適用されるにあたり、上海市での増値税パイロットプログラムにおける経験に学ぶことは非常に重要である。以下にその要点を示す。

実施上のポイント

- パイロットプログラムへの対応の準備期間として上海市の企業に与えられたのは、わずか 6 週間であった。10 地域の中には、それより短い期間で準備しなければならないところ(2012 年 8 月 1 日以降、すぐに適用が開始される地域)もあれば、より長い準備期間を与えられるところ(2012 年後半に適用開始を迎える地域)もあるであろう。いずれにせよ、国務院の決定は発表されており、ルールは上海市と同様または実質的に類似したものであるということが判明している以上、準備を先延ばしにす

る理由はない。これらの改革に際しては、多くの企業で内部の手続きが大幅に増大することとなる。また、課税当局においても手続きが大幅に増大する。

- KPMG は、プロジェクトプランを準備することを推奨する。このプロジェクトプランでは、営業税から増値税への転換前に実施すべきこと、最初の増値税申告の前に実施すべきこと、今後数ヶ月間に実施すべきことがあり、これらのタスクに優先順位をつける必要がある。多くの大企業には、外部からのアドバイスとサポートを得るとともに、プロジェクト管理チームを編成する戦略を推奨する。
- 多くの企業では、準備期間が短いことから、税務及び財務部門に対し、大きな負担が生じることとなる。リソース不足を乗り越える最良の方法は、各部門のスタッフに増値税改革についての研修を受けさせることである。これは、増値税改革の影響が販売、購買、マーケティング、IT、法務、財務、税務と多岐にわたるためである。増値税改革がどのように企業に影響するかについての知識を企業全体で共有すれば、改革への対応は、より容易になり、エラーが起こるリスクも低減する。
- 今後数ヶ月の間に主要な得意先、仕入先との間で明確なコミュニケーションをとることが極めて重要である。それにより、各企業及びその取引先がともに営業税から増値税への転換に伴って何が起ころうとしているかを知ることができる。例えば、主要な得意先とコミュニケーションをとることにより、増値税改革が自社の商品の価格にどのように反映されるかを得意先に知らせることができる。さらに、自社が増値税一般納税人として登録されているのであれば、得意先が支払った増値税は、仕入増値税額として売上増値税額から控除できる旨を得意先に知らせる必要がある。同様に、増値税専用発票を発行するため、主要な得意先から登録情報の詳細を入手しておく必要がある。我々の経験では、事前に得意先と合意しておかなかった場合、契約上、或いはビジネス上の係争が生じる可能性がより高くなるものと思われる。
- 最後に、企業は移行期に生ずる特有の問題についてよく注意を払う必要がある。例えば、営業税納税義務者から増値税納税義務者への転換時期の判断は、契約締結の時であるのか、役務提供の時であるのか、発票が発行された時であるのか、それとも代金が支払われた時であるのかといった問題である。さらに、既に営業税が課されたサービスの報酬について、パイロットプログラムの適用開始日またはそれ以降に、価格調整が行われた場合、企業はいかに適切な還付を確保できるかについて配慮する必要がある。改革によって増値税対象となる納税者は、制度変更前に提供したサービスについて、制度変更後に得意先から営業税の発票を請求された場合に対応できるよう、営業税の発票も発行できるようにしておく必要がある。

細部の重要性

一見して、パイロットプログラムの規則はシンプルであるように見える。しかしながら、制度を詳細に見れば、多くの問題点あるいは不明点が存在することが判明する。

問題は、これらの不明点を解決するために最も良い方法は何かという点である。今回の場合、多くの税務担当官は、同様の改革について、過去に経験がない上、課税当局では、パイロットプログラムの施行する準備段階で最も多くの手続・作業が必要とするであろう。そのため、企業では、プロフェッショナルによる専門的なアドバイスが必要となるものと考えられる。KPMG の税務プロフェッショナルは、上海市での改革において、アドバイザーとして密接に関与したほか、増値税改革の制度設計支援サービス及び類似の付加価値税システムとの国際比較支援サービスを中国政府に提供してきた。また、KPMG は、より幅広い業種に影響のある問題について情報収集を行っており、不明点を解決するための各級税務担当官との定期的な対話にも取り組んできた。

私たちの経験では、増値税改革における不明点に関する主要な原因は、下記の2つから生じているものと考えられる。

- 一つ目は、パイロットプログラムが特定の地域（上海市及び今回追加された 10 地域）に限定されていることである。つまり、これらの地域に所在し、パイロットプログラム対象業種に該当する企業は、増値税の対象となる（したがって、仕入増値税額控除を受けることができる）ため、それらのビジネスについて競争優位が生じる可能性がある。しかし、一般に、増値税の税率は、営業税の税率に比べて高いため、逆に、競争上の不利な影響が生じる可能性もある。これは、特定地域においてパイロットプログ

ラムが導入された後において、導入連鎖が起こる原因(つまり、近隣の市または省の企業に影響する)でもある。増値税改革が中国全土において、また他の業種にも適用されれば、これらの問題は大幅に緩和される。

- 二つ目は、パイロットプログラムが従来の営業税体系の中での特別なルールとして設定され、増値税への転換を容易にしようとしたことによるものである。例えば、これまで営業税をネットで支払っていた納税者については、パイロットプログラム上もネットベースでの支払いが認められている。同様に、営業税体系の下で生まれ、今後も継続すると考えられる特殊なルールや優遇措置は無数に存在する。その結果、現在の増値税パイロットプログラムは、従来の営業税システムと新しい増値税システムが混在した制度となっている。営業税と増値税とは、その基礎概念が全く異なるため、これら二種類の税制の相互作用により多くの問題が生じている。しかし、増値税改革が中国全土に、また全ての業種に拡大されれば、これらの不確実性も大幅に減少する。

税負担—増加するのか減少するのか？

- 上海市では、増値税一般納税人として登録した多くの企業が、増値税改革により税負担が減少した。今回追加された 10 都市についても同様となるものと考えられる。税負担の軽減を得るには、以下の三つの手順を踏む必要がある。(1) 本体価格に加えて増値税分を追加で回収できるような得意先との契約を確保すること、(2) 仕入先が、増値税改革に伴うコストの減少を自社の仕入価格に反映してもらえるようにすること、(3) 仕入増値税額控除を確保するため、全ての費用に関する増値税専用発票を確実に取得すること。
- 税負担の増加に苦しむ主な産業は、運輸業、物流業及びリース業である。これらの業種は、制度適用にあたって最も複雑な問題を抱える傾向にあるため、特に注意を要する。上海市では、税負担率の上昇の影響を受ける企業に対し、政府が一定の補助政策を導入した。今回の 10 地域でも同様の政策が期待される。これらの業種の企業は、増値税改革が価格決定に与える影響について注意深く検討する必要がある。

輸出入取引

一般的に、増値税改革は、従来の営業税の体系に比べ、国境をまたぐ取引についてより有利な取扱いを受けることができる。例えば、多くのサービスの輸出については、従来は 5% の営業税が適用されていたが、改革後はゼロ% 税率或いは免税が適用される。さらに、オフショアから上海市や 10 地域の企業にサービスが提供された場合、増値税の対象となり、一般に代理人が増値税源泉徴収義務者となるか、若しくは代理人がいない場合は、サービスの購入者が代わって源泉徴収を行う。サービスの購入者が増値税一般納税人である場合は、その増値税を仕入増値税として控除が可能となるため、実質的に増値税負担は生じない。

輸出入取引の取扱いが営業税よりも有利である一方で、この結果を得るために注意深く検討すべきいくつかの問題点が存在する。

- 上海市では、課税当局が増値税の免除申請手続を、まだ公表していないため、多くの納税者が優遇措置を得ることについて、実務上の制約となっている。上海市及び今回の 10 地域の両方において、増値税の免除申請手続が早急に公表されることが望まれる。
- 財政部及び国家税務総局は、納税者が国際運輸、研究開発及び設計サービス等の輸出サービスに関するゼロ% 課税の申請手続を公表している。これらの規定は、国家税務総局公告 2012 年第 13 号に掲載されている(詳細については 2012 年 4 月発行のチャイナアラート 6 号を参照)。しかし、企業がこれらの輸出サービスについて、ゼロ% 課税を得られるか否かはその企業が一定の承認要件を満たしているかどうか、また、一定の書類を課税当局に提出したかどうかにより異なる。
- 上海市のいくつかの課税当局では、輸出サービス優遇措置の範囲が狭く解釈されるケースがあった。したがって、優遇措置を確実に利用できるようにするため、企業は契約書その他の書類を準備し、提示する必要がある。

他業種への拡大

現在、増値税パイロットプログラムは運輸業及び現代サービス業にしか適用されていない。今もなお営業税を支払っている業種、特に金融保険サービス、不動産及び建設業、通信及び郵便サービス、及び娯楽サービスは、2013年またはそれ以降、増値税の体系に組み込まれることが見込まれる。

KPMG の経験によれば、金融保険サービス、不動産及び建設業、そして通信業が増値税に関して最も複雑な問題点を有することが多い。様々な中国政府関係部門が、上記の業種を増値税体系に組み込む最も効果的な方法を模索しており、KPMG は多くの支援を行っている。

これらの業種は他の業種に比べて実施に必要なリードタイムが長いため、これらの業種の企業に対するメッセージとしては、直ちに準備を始めるということである。

準備チェックリスト

この改革に対する準備には、企業が踏むべき多くの明確なステップがある。

1. **自社の事業のうち、パイロットプログラムに直接影響を受ける部分及び間接的に影響を受ける部分を特定する。**これに伴い、各サービスフロー及びその収益について、個別に性質及び地域ごとの分析を実施し、サービスの購入に伴う支出についても、その性質及び地域の分析を実施する。
2. **改革のプロセスが自社のビジネスモデルにどのように影響するか？**中国で営業する多くの企業は、現在、営業税の重複を最小化するようにデザインされた組織構造を持っている。この構造は、増値税改革が始まってからもまだ必要だろうか？自社のビジネスモデルは、改革後も最も効率的なモデルであり続けるだろうか？サービスの購買先は 10 地域内または上海市だろうか？それともそれ以外の地域からだろうか？移転価格ポリシーは営業税、増値税を最小化する観点からレビューされているだろうか？
3. **改革案は、自社の商品・サービスの価格にどのような影響を与えるか？**改革により、需要の前倒しが起こるのか（価格が上昇する場合）、それとも需要の繰延べが起こるのか（価格が低下する場合）？自社は、需要の変化に対応できる内部資源を有しているか？自社は、仕入先に起こる価格下落の全てを享受できるような法的・商業的交渉力を有しているか？
4. **現在、契約の締結段階にあり、その契約が潜在的にパイロットプログラムの導入の影響を受ける可能性があるものはないか？**もしあるとすれば、これらの契約内に新税制の影響を自社に転嫁することを認める契約条項はないか？自社が物品及びサービスの購入に関する契約を締結する場合、その契約は、サプライヤーへ増値税改革に伴う税率上昇による影響額を転嫁する権限を与えているか？現存する契約書はどうか？
5. **自社の IT 及び会計システムは新たな税制に適切に対応できるか？**現在のシステムで自社が購入する物品及びサービスに係る仕入増値税の認識と控除が可能か？複数税率の増値税を扱うとともに、業種によっては営業税の継続ができるシステムか？自社のシステムと金税システムとの連携はあるか？
6. **現在、営業税制度の対象である納税者は、現在使用している固定資産に関する仕入増値税の控除及び還付を受けることはできない。**増値税の控除及び還付を受けるために、固定資産の購入をどの程度遅らせるべきか？
7. **自社の発票発行システム及び現金出納システムで売上増値税を認識することができるか？**増値税専用発票を発行するために必要な設備を取得することができるか？また、その場合、増値税専用発票の発行に関してどのようなコントロールを整備する必要があるか？
8. **キャッシュ・フローのポジションについて、特に税率が上昇した営業税の納税者は、改革によってどのような影響を受けるか？**増値税の納税より前に顧客から支払を受けることを確実にするにはどのようにすればよいか？また同時に、仕入に伴う増値税の支払いと、仕入増値税額控除との時間差を最小化するにはどのようにすればよいか？
9. **自社の（既存の、または潜在的な）仕入先のうち、どの程度の会社が「小規模納税人」に区分され、仕入増値税額控除の対象とならないか？**改革導入後、彼らとの取引を停止し、専用発票を発行することができる会社との取引に変えるべきか？

10. **自社スタッフの税務事務を処理する能力はどの程度か？**買掛金担当のスタッフは、規定に従って発票を処理する能力があるか？(研修を受けているか?)このことに対応するため、どのような方針や手続を置くべきか？

KPMG の提供するサービス

KPMG China は、貴社がこれらの重要な改革に対応することを支援するため、「増値税オポチュニティーチェック」ファクトシート及び「増値税改革サービス」ブローチャーを開発しました。貴社において準備及び対応への支援サービスに興味がある方は各 KPMG 担当者にご連絡ください。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7511
leonard.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Kevin Lee

Tel. +86 (10) 8508 7536
kevin.lee@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Lily Kang

Tel. +86 (21) 2212 3359
lily.kang@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3605
cheng.dong@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Michelle B. Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayesha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma

Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com